

自動販売機設置事業者募集要項

松山市では、市有財産に自動販売機を設置する事業者の公募を行い、一般競争入札によって設置者を決定します。参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承諾した上で参加してください。

1 目的

市有財産を有効に活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに経費削減及び歳入を確保する。

2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては松山市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては松山市内で継続して 1 年以上事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。
- (6) 松山市税を滞納していないこと。
- (7) 牛乳(生乳)の取扱いがあること。

3 自動販売機設置料

- (1) 自動販売機設置者が自動販売機設置に伴い松山市に納入する「自動販売機設置料」は、次の各号に定めるものとする。

①「使用料」

自動販売機の設置に伴う松山市行政財産の目的外使用許可に係る料金で行政財産の使用料徴収条例の規定に基づき算定したもの。

ただし、使用期間が 1 か月に満たないときは、1 か月として算定し、1 年未満のときは、年間使用料の 12 分の 1 の金額を月額とする。(端数は切り捨てる。)

②「売上手数料」

市有財産内において、一定期間、自動販売機を用い営業を行うための権利を得るために、当該自販機の総売上に一定の率《落札した率》を乗じた金額を市に支払う。

- (2) 自動販売機設置料は、契約後、一括前納するものとする。ただし、市長が特に認めた場合及び「売上手数料」については、この限りでない。

4 入札に付する事項

(1) 市有財産に自動販売機を設置するための「売上手数料」

(2) 貸付場所及び設置台数

財産名称	所在地	貸付箇所	台数
道後温泉別館 飛鳥乃湯泉	松山市道後湯之町 19 番 22 号	1 階	1 台

※貸付箇所については、別紙平面図を参照のこと。

(3) 貸付期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

ただし、自動販売機の必要性及び利用状況並びに管理運営状況を勘案して支障がないと市長が判断する場合は、令和 8 年 3 月 31 日まで毎年度契約を更新するものとする。その後は、状況により別途通知する。

(4) 入札は、「売上手数料」について行う。「売上手数料」については、割合（%）を入札する。

5 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 提出期間

令和 3 年 2 月 8 日（月）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間
（ただし、土日及び祝日を除く。）

(2) 提出場所

松山市道後湯之町 5 番 6 号 道後温泉本館内

松山市産業経済部道後温泉事務所（電話 0 8 9 - 9 2 1 - 5 1 4 1）

(3) 提出書類（提出部数各 1 部）

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	○	○
②	身分証明書（市町発行のもの）		○
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
④	確定申告書（写）		○
⑤	松山市税の完納証明書	○	○
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	設置する自動販売機のカタログ	○	○

※1 ③、⑤、⑥は発行後 3 か月以内の原本とする。

(4) 提出方法

提出期間内に提出に必要な書類を提出場所に直接持参するものとする。

(※郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。)

6 入札参加資格の確認等

上記5(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和3年2月19日(金)までに、申請者あてに結果を通知する。

なお、参加資格のある者に対しては、入札書、委任状及び入札参加にあたっての留意事項を送付する。また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

7 入札及び開札の日時並びに場所

入札名：自動販売機設置（道後温泉別館飛鳥乃湯泉1階）

日 時：令和3年3月1日（月）13：30から

場 所：松山市道後湯之町19番22号 道後温泉椿の湯 2F会議室

※駐車場が狭いため、近隣の駐車場に駐車いただくか、公共交通機関でお越しください。

8 設置者費用負担

(1)自動販売機設置料（使用料及び売上手数料）

(2)電気料

(3)自動販売機の設置に関する全ての費用

9 契約

落札者決定後、令和3年3月8日（月）までに、落札した者と自動販売機設置契約書を締結する。

10 問合せ先

〒790-0842

松山市道後湯之町5番6号

松山市産業経済部道後温泉事務所

電話：089-921-5141

FAX：089-934-3415

E-mail：dogojimu@city.matsuyama.ehime.jp